

第四管区海上保安本部公示第19号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。

令和6年7月26日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

愛知県衣浦港務所長 佐藤 正裕

愛知県半田市十一号地1番地の1

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

令和6年8月26日～令和6年9月6日（うち1日間）

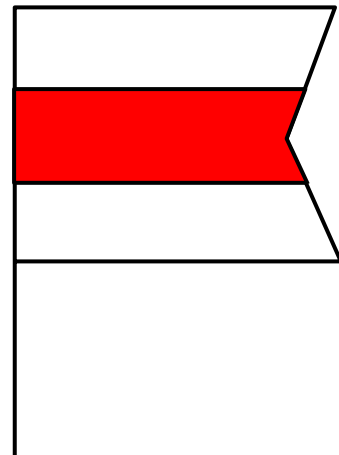
3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する措置

(1) 測量船は、水路業務法第17条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和25年運輸省
令第55号）第6条に定める標識を揚げる。


(2) 四管区水路通報による周知。



白
紅
白

別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図